

# 創立40周年記念 土木学会略史

## (1) 本会創立以前における一般工学専門学会の状況

わが国における工学に関する学会の来歴をみると、明治13年初めて工学会設立の際は工学に関するすべての学科をこれに包容してほかに各専門の学会を設ける必要を感じなかつたのであつたが、工学専門の者なお少数な当時としてはこのような状態はもとより当然のことで、本邦の文化なお幼稚であつた結果と云うことができる。明治18年には日本鉱業会が設立せられ、これが工学所属の学会に関する専門分業の嚆矢である。ついで翌明治19年には造家学会すなわち今の日本建築学会及び明治21年に日本電気学会の創立を見、さらに数年を経て造船協会及び日本機械学会が明治30年に、工業化学会は翌31年に設立せられたのである。当時における工学所属の専門を大別して7科とすれば上に掲げた6学会のほか土木学会の存在を見なければならぬのであるが、本会の設立が遅延したのは種々の理由があつたのである。すなわち明治31年に鉄道協会が設立せられて土木の一半をこれに収容したのはその主なものの一つと云うことができる。以上は本会設立以前における工学に関する専門学会の趨勢の概要であるが、文化の進展にともなつて各専門分業、いわゆるスペシャリゼーションの必要を感じるの一般の法則であつて、わが土木学会もまたこの法則によりその設立を提唱せられたのであつた。

## (2) 本会の創立

### 1. 本会の創立準備

前項に述べたように本会設立の機運が熟したので大正3年3月30日土木学会創立の件に関し協議を遂げる目的をもつて古市公威氏より書面を石黒五十二氏ほか28氏に発送し、同年4月6日、当時東京市京橋区山城町の工学会へ参集を要請し第1回の協議会を開催したのである。出席者は次の17氏であつた。

石黒五十二氏	丹羽鋤彦氏	岡田竹五郎氏
小田川全之氏	大屋権平氏	沖野忠雄氏
吉村長策氏	中山秀三郎氏	武笠清太郎氏
日下部弁二郎氏	増田礼作氏	古川阪次郎氏
近藤虎五郎氏	近藤仙太郎氏	小柴保人氏
古市公威氏	広井勇氏	

当日は古市公威氏より土木学会設立の趣旨を説述され、一同ただちにこれに賛成の上設立有志者たることを快諾されたので、まず大体の方針を議しつつ土木学会設立趣意書及び学会定款並びに同規則の草案を起草するために岡田竹五郎氏、吉村長策氏、日下部弁二郎氏、古市公威氏、近藤虎五郎氏、近藤仙太郎氏、広井勇氏を特別委員に挙げた。

特別委員は日をあらためて4月12、17、22日及び26日の4回会合を催し、慎重に研究討議を重ね別項のごとき各草案を作成し、これを5月5日の設立有志者会合に提出したのである。上記の会合に出席されたのは次の諸氏であつた。

石橋絢彦氏	石黒五十二氏	石丸重美氏
-------	--------	-------

丹羽 鋤彦氏	岡田 竹五郎氏	岡崎 芳樹氏
沖野 忠雄氏	吉村 長策氏	中原 貞三郎氏
中山 秀三郎氏	中島 鋭治氏	武笠 清太郎氏
日下部 弁二郎氏	増田 礼作氏	古川 阪次郎氏
近藤 虎五郎氏	近藤 仙太郎氏	小柴 保人氏
古市 公威氏	広井 勇氏	

この日まず定款を議題に供し各条項につき審議をつくり、草案に多数の修正を施し深更に及んでようやくその全部を議了し、5月17日再度設立有志者会合を開き出席者は前回の各氏の他に山口準之助氏の来会があつた。当日の議題は規則及び趣意書その他の案件を討議の上議したので、なお下記の人々に対しこの際発起人となることを勧誘することに決定した。

1. 東京・京都両大学土木工学科明治40年以前の卒業生
2. 元札幌農学校土木工学科卒業生
3. 熊本高等工業学校土木工学科卒業生
4. 以上のほか土木学界に顕著なる人

以上で発起人総会に提出すべき案件が全くととのつたので5月29日より同31日にわたり前記の決議に基づいて、土木工学専門家600余名にあて別項のような創立趣意書並びに定款及び規則案を添え発送したのである。

拝啓 益々御清栄奉大賀候陳者今般同志相謀り別紙趣意書ノ如ク新ニ土木学会ヲ設立致度候ニ付キ其発起人タルコトヲ御承諾相成候様致度存候尤モ現ニ工学会ノ存在候今日更ニ土木学会ヲ設クルハ如何トノ御説モ可有之ト存候得共御承知ノ如ク同会ハ其目的トスルトコロ工学全般ヲ網羅スルモノニ候ヘハ一学科専攻ノ機関トシテハ不適當ナルモノニ有之且ツ工学会ニ於テモ目下其組織ヲ変更シテ通俗的ノモノヲラシメントスルノ議アリ旁々以テ土木学会ノ新設ハ刻下適切ノ時期ニシテ寧ロ其設立ノ晩カリシヲ感スル次第ニ有之候間此際奮テ御賛同被下度此段貴意ヲ得候

追テ本会創立総会ニ於テ決定スヘキ本会定款及規則ハ先般來討議ヲ重ネ別紙記載ノ通り立案候ニ付右ニ對シ御意見有之候ハ總会前ニ於テ取纏メ度候間本月20日迄ニ御申越被下度候

大正3年6月1日

有志者總代

石黒 五十二	沖野 忠雄	大屋 権平
野村 竜太郎	古市 公威	平井 晴二郎
仙石 貢		

### 土木学会設立趣意書

泰西諸國ノ工學界ヲ觀ルニ各専門家ハ競フテ斯学ノ研鑽ニ從事シ致マツテシテ倦マス各自研究実験ノ成績ヲ發表討議スルノ機関トシテハ則チ学会ヲ興シ刊行物ヲ頒布シ恒ニ斯学ノ進歩發展ヲ怠ラサルヲ期ス斯学現時ノ隆盛ヲ致セル蓋シ偶然ニアラサルナリ而シテ我国ニ於テモ現ニ機械、電気、建築等ノ如キ既ニ各専門ノ学会ヲ設立シ研鑽ヲ怠ラサルハ我工業界ノ為メ賀ス可キナリ然ルニ吾人専攻ノ土木学科ニ至リテハ學界其人ニ乏シカラス事業亦尠ナラサルニ拘ハラズ今日ニ至ルマテ未タ土木学会ノ設立ヲ見ルヲ得サリシハ誠ニ遺憾ノ極ニシテ亦工學界ノ一大欠点ナラストセス仍テ吾人茲ニ土木学会ヲ設立シ會誌ヲ刊行シ研究討議ノ途ヲ開ラキ汎ク意見ヲ交換シ以テ土木工学ノ進歩及土木事業ノ發達ニ資セン事ヲ期ス

### 土木学会定款案

總 則

- 第1条 本会ハ土木工学ノ進歩及ヒ土木事業ノ發達ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第2条 本会ハ土木学会ト稱シ事務所ヲ東京市京橋区山城町15番地ニ置ク

- 事務所ノ位置ノ変更ハ東京市内ニ於テスル場合ニ限り役員会之ヲ為スコトヲ得
- 第 3 条 本会ハ地方ニ支会ヲ設クルコトヲ得  
会 員
- 第 4 条 次ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ土木学会規則ノ定ムル所ニ依リ会員タルコトヲ得  
1. 工学専門ノ高等教育ヲ受ケ其程度ニ依リ 5 箇年乃至 10 箇年以上其業務ニ従事シタル者  
2. 土木工事設計ノ技能ヲ有シ 5 箇年以上重要ナル工事ヲ担任シタル者
- 第 5 条 本会ニ賛助員准員及ヒ学生員ヲ置クコトヲ得其資格及ヒ権利義務ハ土木学会規則ニ於テ之ヲ定ム
- 第 6 条 会員ニシテ本定款若ハ土木学会規則ニ違背シ又ハ本会ノ名誉ヲ汚スノ行為アリト認めラレタル者アルトキハ本会ハ役員会ノ議決ヲ経テ之ヲ除名スルコトヲ得  
会 費
- 第 7 条 会員ハ土木学会規則ノ定ムル所ニ依リ会費ヲ負担ス  
役 員
- 第 8 条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク  
1. 会 長 1 名  
2. 副 会 長 2 名  
3. 常 議 員  
常議員ノ数ハ土木学会規則ニ於テ之ヲ定ム
- 第 9 条 本会ノ理事ハ 3 名トシ会長及ヒ副会長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第 10 条 役員ハ總會ニ於テ東京市及ヒ其附近在住会員中ヨリ帝国在住会員ノ投票ニ依リ之ヲ選挙ス  
同数ノ投票ヲ得タル者 2 人以上アリテ定員ヲ超過スルトキハ年長者ヲ当選トス
- 第 11 条 会長ノ任期ハ 1 箇年トシ重任スルコトヲ得ス  
副会長及ヒ常議員ノ任期ハ 2 箇年トシ毎年其半数ヲ改選ス重任スルコトヲ得ス
- 第 12 条 役員ニ臨時欠員ヲ生シタルトキハ役員会ニ於テ之ヲ補選スルコトヲ得  
補選セラレタル役員ハ前任者ノ残期間在职スルモノトス
- 第 13 条 役員会ハ会長副会長常議員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第 14 条 本定款及ヒ法律ニ於テ特ニ總會ノ権限ニ屬セシメサル会務ハ總會役員会ノ議決ヲ経テ理事之ヲ処理ス  
会 計
- 第 15 条 本会ノ経費ハ会費寄附金其他ノ収入ヲ以テ支弁ス  
会 合
- 第 16 条 本会ハ毎年 1 回總會ヲ開キ事業及ヒ決算ノ報告ヲ為スヘシ
- 第 17 条 本会ハ土木学会規則ニ依リ臨時總會ヲ開クコトヲ得
- 第 18 条 總會ハ役員会ノ議決ヲ経テ理事之ヲ招集ス
- 第 19 条 總會ニ於テ出席員 4 分ノ 3 以上ノ同意アルトキハ第 22 条ノ場合ヲ除クノ外予メ通知セサリシ事項ニ就キ決議ヲ為スコトヲ得
- 第 20 条 会員ハ自ら会場ニ出席スルニ非サレハ會議ニ与カリ又ハ表決ヲ為スコトヲ得ス 但シ第 10 条ノ役員選挙ニ関シテハ投票ヲ送付スルコトヲ得  
雜 則
- 第 21 条 本定款ノ施行ニ必要ナル事項ハ土木学会規則ヲ以テ之ヲ規定ス  
土木学会規則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム
- 第 22 条 總會ニ於テ全会員 5 分ノ 1 以上出席シ其 4 分ノ 3 以上ノ同意アルトキハ本定款ヲ改正スルコトヲ得  
改正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ 15 日以前ニ之ヲ会員ニ通知スルコトヲ要ス  
附 則  
第 1 回ニ選挙セラレタル会長並ニ抽籤ヲ以テ定メタル副会長及常議員ノ各半数ノ任期ハ大正 5 年 1 月

ノ總會マテトシ副會長及常議員ノ残半数ノ任期ハ大正6年1月ノ總會マテトス

### 土木学会規則案

- 第1条 會員タラント欲スル者ハ會員2名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ會長ニ差出スヘシ  
前項ノ希望者アリタルトキハ會長ハ之ヲ役員会ノ議ニ附シ入会ノ可否ヲ定ム
- 第2条 入会ノ承認ヲ得タル者ハ入会金10円ヲ納付スヘシ  
前項ノ入会金ヲ受領シタルトキハ入会者ノ姓名ヲ會員名簿ニ登録ス
- 第3条 退会セント欲スル者ハ其旨ヲ會長ニ申出ヘシ
- 第4条 本会ノ趣旨ヲ賛成シテ一時ニ金200円以上又ハ之ニ相当スル物件ヲ寄附スル者ヲ賛助員トス
- 第5条 賛助員タラント欲スル者ハ會員1名以上ノ紹介ヲ以テ金額又ハ物件寄附ノ申込書ヲ會長ニ差出スヘシ  
寄附ノ金員又ハ物件ヲ受領シタルトキハ寄附者ノ姓名ヲ賛助員名簿ニ登録ス
- 第6条 次ノ資格ノ1ヲ有スル者ハ准員タルコトヲ得  
1. 工学専門ノ高等教育ヲ受ケタル者  
2. 工学ノ知識ヲ有シ3箇年以上土木工事ニ従事シタル者
- 第7条 准員タラント欲スル者ハ會員2名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ會長ニ差出スヘシ  
入会ノ承認ヲ得タル者ハ入会金5円ヲ納付スヘシ  
前項ノ入会金ヲ受領シタルトキハ入会者ノ姓名ヲ准員名簿ニ登録ス
- 第8条 工学ニ志アル者ハ年令滿30才ニ達スルマテ學生員タルコトヲ得
- 第9条 學生員タラント欲スル者ハ會員若ハ准員1名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ會長ニ差出スヘシ  
入会ヲ承認シタルトキハ其姓名ヲ學生員名簿ニ登録ス
- 第10条 賛助員准員及ヒ學生員ハ会務ノ議定ヲ除クノ外會員ノ權利ヲ享有ス
- 第11条 會員ノ会費ハ年額金12円トシ毎年2月, 6月, 10月, ノ3度ニ分納スヘシ  
新ニ入会シタル者ハ月割ヲ以テ会費ヲ納付スヘシ  
一時ニ金100円ヲ納付シタル者ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第12条 會員6箇月以上会費ノ納付ヲ怠リタルトキハ會長ハ役員会ノ議ヲ經テ會員タル特權ノ行使ヲ停止スル  
コトヲ得  
怠納2箇年ニ及フ者ハ定款第6条ニ依リ之ヲ処分スヘシ
- 第13条 退会其他ノ事由ニ依リテ會員ノ資格ヲ失ヒタル者ハ既ニ納付シタル会費ノ返還ヲ求メルコトヲ得ヌ又  
本会ニ対シテ負フタル債務ハ之ヲ弁償スヘシ
- 第14条 准員ノ会費ハ年額金6円トシ毎年2月, 6月, 10月, ノ3度ニ分納スヘシ  
一時ニ金50円ヲ納付シタル者ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第15条 前条第2項ノ准員カ會員ニ転シタルトキハ其会費ハ年額金6円トシ転シタル時ヨリ月割ヲ以テ之ヲ納  
入スヘシ  
前項ノ會員カ更ニ一時金50円ヲ納付シタル時ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第16条 學生員ノ会費ハ年額金3円トシ毎年2月, 6月, 10月, ノ3度ニ分納スヘシ,  
但月割ヲ以テ毎月納付スルヲ妨ケス
- 第17条 會長ハ本会ノ事務ヲ總理シ總會及ヒ役員会ノ議長トナル  
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス
- 第18条 定款第8条ノ常議員ノ定員ハ8名トス
- 第19条 本会ニ次ノ職員ヲ置ク  
1. 主 事 2 名  
2. 編 集 委 員 5 名
- 第20条 主事ハ庶務, 會計及ヒ会誌刊行ノ事務ヲ掌ル
- 第21条 編集委員ハ会誌原稿選定ノ事務ヲ掌ル

- 第 22 条 役員及ヒ職員ハ総テ名誉職トス
- 第 23 条 職員ハ役員会ニ於テ会員中ヨリ推選セラレタル者ニシテ其任期ハ 1 箇年トス  
但シ再選セララルルコトヲ得
- 第 24 条 会長ハ有給事務員若干名ヲ任用スルコトヲ得
- 第 25 条 会長ハ毎年 11 月ニ於テ翌年 1 月ヨリ 12 月ニ至ル 1 箇年収支予算ヲ調製シ役員会ノ承認ヲ經ヘシ
- 第 26 条 会長ハ毎年 1 月ニ於テ前年中ノ収支決算財産債権及ヒ債務ノ状況ヲ調査シ役員会ノ承認ヲ經テ同月ノ  
總會ニ報告スヘシ
- 第 27 条 予算費目内ノ支出ハ会長之ヲ専行スルコトヲ得  
予算費目ノ流用ハ役員会ノ議決ヲ經ルヲ要ス
- 第 28 条 会長ハ常用雑費ノ支払ノ為メ役員会ノ定ムル所ニ依リ主任者ニ現金前渡ヲ為スコトヲ得
- 第 29 条 總會ハ毎年 1 月之ヲ開ク  
總會ニ於テハ会長講演ヲ為ス
- 第 30 条 臨時總會ハ役員会カ必要ト認ムルトキ又ハ全会員 10 分ノ 1 以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク
- 第 31 条 役員会ハ役員半数以上出席スルニ非サレハ議決ヲ為スコトヲ得ス
- 第 32 条 總會及ヒ役員会ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第 33 条 本会ハ毎年 3 回以上講演会ヲ開キ毎年 6 回以上会誌ヲ発行ス
- 第 34 条 本会ハ土木工学又ハ土木事業ニ就テ特ニ功勞アル者ニ對シ役員会ノ議決ヲ經テ之ヲ旌表スルコトアル  
ヘシ
- 第 35 条 定款第 6 条並本則第 1 条第 2 項及ヒ第 3 条ノ規定ハ賛助員、准員及ヒ学生員ニ本則第 11 条第 2 項第  
12 条及第 13 条ノ規定ハ准員及ヒ学生員ニ之ヲ準用ス
- 第 36 条 支会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第 37 条 總會ニ於テ全会員 10 分ノ 1 以上出席シ其 4 分ノ 3 以上ノ同意アルトキハ本規則ヲ改正スルコトヲ得  
但シ改正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ 15 日以前ニ之ヲ会員ニ通知スルコトヲ要ス
- 附 則  
第 1 回ノ職員ノ任期ハ大正 5 年 1 月マテトス

この勧誘に対して発起人たることを承認した者 380 余名であつた。よつて創立總會開催に関する諸般の要件を協議するため大正 3 年 6 月 21 日設立有志者の会合を開き次の出席者を得た。

石 橋 絢 彦 氏	石 黒 五 十 二 氏	丹 羽 鋤 彦 氏
岡 崎 芳 樹 氏	岡 田 竹 五 郎 氏	小 田 川 全 之 氏
沖 野 忠 雄 氏	吉 村 長 策 氏	中 山 秀 三 郎 氏
日 下 部 弁 二 郎 氏	増 田 礼 作 氏	古 市 公 威 氏
古 川 阪 次 郎 氏	広 井 勇 氏	

当日協議した事項は次のとおりであつた。

1. 本会設立の認可をうるに必要な手段を採ること
2. 上記の都合により創立總會の期日を定むること
3. 創立總會の場所及び形式等は委員に一任すること
4. 発起人の寄附金は随意とすること

大正 3 年 8 月 10 日いよいよ各発起人に対し有志者総代石黒五十二氏外 6 名の名義をもつて発起人總會開催の通知を發したのである。

## 2. 本会の創立

### (a) 土木学会発起人總會

発起人総会は大正3年9月15日午後5時30分より京橋区築地精養軒において古市公威氏座長となり、座長より定款及び規則案作成の次第を説明し、ただちに議事に付しいずれも原案どおり可決し、ついで役員を選挙を行い投票総数128をもつて開票の結果当選せられた役員の名前は次のとおりである。

会長	古市公威氏	常議員	石黒五十二氏	常議員	近藤虎五郎氏
副会長	沖野忠雄氏	同	中山秀三郎氏	同	白石直治氏
同	野村竜太郎氏	同	日下部弁二郎氏	同	広井勇氏
		同	古川阪次郎氏	同	仙石貢氏

### (b) 職員 の 推 薦

9月22日の役員会において下記の諸氏が職員に推薦せられた。

主事	名井九介氏	編集委員	岡野昇氏	編集委員	直木倫太郎氏
同	生野団六氏	同	吉村恵吉氏	同	宮川清氏
編集委員 委員長	柴田睦作氏				

### (c) 社 団 法 人 設 立

創立総会后9月30日理事3名(古市会長、沖野・野村両副会長)連名をもつて東京府知事を経由して文部大臣宛法人設立を願出たところ同11月24日付をもつて文部大臣から社団法人土木学会設立の件が許可されたので同12月9日東京区裁判所において法人設立登記をすませたのである。

## (3) 本 会 創 立 後 の 経 過

大正3年9月本会創立以来40年を経た今日において、本会発達の経過の概要を顧みるに設立当初における会員はようやく400余名に過ぎなかつたものが今や13000名を算するのであるが、最近是一般土木技術者の入会はますます増加の傾向にあり、あるいは機関誌のごときも当時は隔月発行のものが現在は毎月発刊とし、またその内容にあつても漸次改良を加えてきたので当時のものとは格段の相違があることを知るのである。以来時世の進運にともないわが土木工学及び技術の発達はますます本会の発展を促すこと急なるものがあり、ゆえに本会には必要に応じ各種の調査会、委員会を設置し研究を進め、あるいは各関係の向きよりの諮問に應ずる等本会の社会的活躍はますます大となつてきているのである。以下その大要を項を別けて略述することとする。特に最近国際学協会との連絡を密にし世界的に進出しつつある。

### 1. 本 会 の 総 会

本会創立以来定款に基づき開催した総会期日及び場所は次のとおりである。

回 数	期 日	場 所	回 数	期 日	場 所		
1	定 時	大正4年1月30日	京橋区築地 精 養 軒	9	定 時	大正12年1月20日	麴町区有楽町 帝国鉄道協会
2	"	" 5年1月22日	"	10	"	" 13年1月19日	"
3	"	" 6年1月13日	麴町区有楽町 帝国鉄道協会	11	"	" 14年1月17日	"
	臨 時	" 6年6月22日	"		臨 時	" 14年3月14日	"
4	定 時	" 7年1月12日	"	12	定 時	" 15年1月16日	"
5	"	" 8年1月18日	"	13	"	昭和2年1月15日	"
6	"	" 9年1月17日	"	14	"	" 3年1月21日	"
7	"	" 10年1月15日	"	15	"	" 4年1月19日	"
8	"	" 11年1月14日	"	16	"	" 5年1月18日	麴町区丸ノ内 帝国鉄道協会